

住宅用火災警報器

10年を目安に電池交換を！！

「イザ」というときに警報器がきちんと働くよう、日頃から点検・お手入れをしましょう！！

ポイント1 点検

1年に1回程度、作動点検をしましょう。また、次のときも必ず作動点検をしてください。

- ・初めて設置したとき
- ・設置場所を変えたとき
- ・掃除をしたとき
- ・長い間留守にしたとき

点検のしかた

作動点検は、警報器についている引きひもを引く、又は、テストボタンを押すことで行います。

音が鳴らない・・・？ → 次のことを確認してみてください。

- ・電池はきちんとセットされていますか？
- ・電池は切れていませんか？（電池寿命10年のものは交換が必要です！）

電池をセットしなおし、再度ひもを引くか、テストボタンを押してみてください。

それでも鳴らない場合は、電池切れや故障が考えられます。

※点検や清掃時にハシゴなどを使用する場合は、転落等にくれぐれも注意を！

ボタンタイプ



ひもタイプ



ポイント2 清掃

警報器にほこりやクモの巣などが付くと、火災を感知しにくくなり誤作動の原因となります。

次の点検にご注意の上、定期的に掃除をしましょう。

- ・掃除は、乾いた布か水又は中性洗剤を染み込ませた布を強く絞ってお使いください。
- ・シンナー、ベンジンなどの有機溶剤は使用しないでください。
- ・水洗いもしないでください。
- ・掃除の際は、煙流入口を傷付けたりしないように注意してください。



住宅用火災警報器をまだ設置されていないご家庭の方へ

平成23年6月1日（新築住宅は平成18年6月1日）から住宅用火災警報器の設置が必要となり、多くのご家庭に設置されるようになりました。

鯖江・丹生消防組合管内におきましても、住宅用火災警報器が設置してあることにより、早期に火災を発見し消火、大惨事にならずに済んだ事例がいくつかあります。大切なご自身の命・家族の命、そしてご近所の方々を火災から守るためにも、まだ設置をされていないご家庭は、早急に設置して頂きますようよろしくお願いいたします。

鯖江・丹生消防組合管内の設置率は **92.7%**（平成27年3月）となっています。